

川崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月12日

策定

平成29年7月14日

一部改正

令和2年5月28日

一部改正

令和4年4月4日

一部改正

令和5年8月30日

一部改正

I. いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることや、「いじめは人権を侵害し、人として決して許される行為ではない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「川崎小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めていく。また、「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、学校・学級や塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、何らかの人的関係を指すことに留意する。

「いじめられている児童は徹底して守り通すことや「いじめを積極的に認知すること、「いじめは、学校や家庭、地域等すべての関係者が総がかりで取り組むべき問題である」ことも基本としつつ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門機関と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭、地域が協力して、事後指導にあたる。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、コーディネータ、人権担当、養護教諭、心理の専門家(SC)等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を常設する。また、必要に応じて、学級担任が委員会に加わる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

① 未然防止

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③ 学校基本方針に基づく各種取組

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

3. いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。その際に、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団作りに努める。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、情報モラル教育を隨時行い、インターネットやSNSにおけるいじめをなくそうとする態度を育てる。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことに努める。

イ ストレスに適切に対処できる力を育むことにも努める。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童や大人との関わりや困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感が高められるよう努める。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 4月・11月をいじめ防止強化月間とともに、隨時、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを検証するとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見のために(積極的認知…いじめを見逃さない)

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日常的な児童への目配りや生活ノート等のやり取り、SCの活用等を通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

イ 学期に1回以上のいじめアンケートの実施や教育相談等により、いじめの実態把握に組織的に取り組む

ウ 児童生徒が悩みや不安をどの教職員にも相談できる体制を整備するとともに、保健室や「心のポスト」の利用、電話相談窓口等について広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。たとえ些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確かな関わりを持つことが大切である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保することも重要である。さらに、アンケート等に保護者からの虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

イ いじめを発見または情報を得たら原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組むとともに、事案を学校におけるいじめ防止対策委員会へ情報共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかに事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。いじめに係る情報については適切に記録しておく。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校は所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防

止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調している児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級・学年全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。学校における児童生徒のネットリテラシーや情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校における「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するものとする。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

4. 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保

護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。そこで、保護者には、いじめが絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方について、我が子に責任をもって教えることに努めていただき、いじめをしない子どもに育つよう成長支援を行う。また、保護者は、家庭での子どもの日常生活に关心をもち、いじめのサインを見過ごさないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただく。

いじめの問題が発生した際の対応の過程では、保護者との緊密な連携を図ることが必要で、保護者と一致協力して解決に当たる。さらには、携帯電話やSNS等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話やSNS等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等を考えていただく。学校は、保護者とともに、学校等が講じるいじめ防止等のための措置に連携して取り組んでいく。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。学校は、地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 連携強化のための取組

学校は、学校運営協議会やPTAの各種会議、保護者会等を通じて、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行うとともに、通信等を通して協力を呼びかける。また、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく、地域住民も一体となった地域ぐるみのいじめ防止対策を推進する。保護者や地域住民と学校行事や地域行事等を通じて交流を深め、地域全体で児童生徒を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組む。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」、②「いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。①については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、たとえば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数が30日に満たなくとも重大事態として迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えられる場合でも、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。児童生徒が転学を申し出た場合には、学校はその理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告する。被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。決して、被害児童・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠らない。

(2) 重大事態への対応

①報告

学校長は重大事態が発生した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告する。

②調査主体

亀山市教育委員会の調査機関の指示と学校長のリーダーシップの下、学校が主体となって、「いじめ防止対策委員会」が調査を行い事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止を図る。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が直接的に調査を行うこともある。

③被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下のア～カの事項について説明する。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

ア 調査の目的・目標

イ 調査主体(組織の構成、人選)

ウ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)

エ 調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聞き取り等をする児童・教職員の範囲)

オ 調査方法(アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順)

カ 調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)

④ 調査内容

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があつたか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。被害児童や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童や保護者と協議する。また、被害児童と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害児童の意向を確認する機会を確保する必要がある。

⑤ 調査結果の提供と報告

調査結果については、亀山市長に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する。